

商 法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

設問 1 (配点 15 点)

甲株式会社の株式譲渡人である A から B に対し、株式譲渡をした場合には、B は、通常、名義書換請求をして株主名簿上の表記を A から B に変更する手続きが必要であるが、甲株式会社の方で、その名義書換を拒絶する例外的な事由には何があるかを考えてもらいたい設問である。その正当理由は、第 1 に、甲株式会社が譲渡制限をしている会社で、B がその譲渡制限株式を取得した場合、第 2 に、甲株式会社が B を実質的権利者ではないことを立証した場合、第 3 に、甲株式会社が株券発行会社で、B が取得した株券が株券喪失登録されている場合などが考えられる。

設問 2 (配点 15 点)

会社法 108 条 1 項 7 号・同条 2 項 7 号に規定する全部取得条項種類株式の利用例は、第 1 に、会社経営が行き詰り倒産寸前の会社を救済するために、既存の株主に取得の対価をゼロにして撤退してもらって、新たな株主を迎え入れる方法として利用する場合と、第 2 に、会社経営に邪魔な株主を現金でキャッシュアウトして退場してもらう利用方法がある。

設問 3 (配点 10 点)

会社法 339 条 2 項である。その正当な理由とは、持病の悪化や取締役としての能力の著しい欠如など、当該取締役に職務を執行させることが客観的に困難な事情がある事である。

以上